

○ 西いぶり広域連合職員被服貸与規則

平成 12 年 3 月 28 日
規 則 第 2 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、西いぶり広域連合職員（非常勤嘱託員を含む。）に対する被服の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(被服の種別等)

第 2 条 被服の種別、員数及び貸与期間は、次のとおりとする。ただし、広域連合長が特に必要があると認めたときは、貸与期間を変更することができる。

被服の種別		員数	貸与期間（年）
外勤服	上	1	5
	下	1	5
防寒服	上	1	1 0

(貸与の時期)

第 3 条 被服は、新たに被服の貸与を受ける職員となった者にあつては、その職務を行う期限までに、被服の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)で貸与された被服(以下「貸与被服」という。)の貸与期間が満了したものにあっては、貸与期間が満了した月の翌月に、新たに貸与する。

2 被服の貸与期間は、貸与した月から起算する。

(貸与被服の返納等)

第 4 条 被貸与者が貸与期間中に退職(死亡によるものを除く。)したとき及び異動等により被服の貸与を受ける職員でなくなったときは、貸与被服を速やかに返納しなければならない。

2 被貸与者が異動した場合において、異動前の貸与被服と異動後において貸与を受ける被服の種別が同一のときは、当該貸与被服に限り、異動前の貸与被服を引き続き貸与するものとする。この場合において、当該貸与被服の貸与期間は、異動前に貸与した月から起算するものとする。

3 貸与期間の満了した被服は、返納を要しない。

(被貸与者の義務)

第5条 被貸与者は、特別の理由がある場合を除き、職務に従事する場合(貸与被服の使用目的としての職務に従事する場合に限る。以下同じ。)は、貸与被服を着用しなければならない。

2 被貸与者は、貸与被服を正常な状態において維持及び保全しなければならない。

3 貸与被服の補修に係る費用は、被貸与者の負担とする。ただし、被貸与者の責に帰することができない事由によって生じた損傷その他広域連合長が特に認めた場合はこの限りでない。

4 被貸与者は、貸与被服を他人に使用させ、又は処分してはならない。ただし、前条第3項の規定により返納を要しない被服は、被貸与者において処分するものとする。

(紛失による弁償)

第6条 被貸与者は、貸与期間中に故意又は重大な過失により貸与被服を紛失したときは、貸与時の当該被服の価額を貸与期間の月数で除して得た額に貸与期間の残余月数を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を弁償しなければならない。

(特殊な被服の貸与)

第7条 第2条に掲げる被服のほか、広域連合長が特に必要と認めたときは、予算の範囲内で特殊な被服を貸与することができる。

(貸与の記録等)

第8条 総務課長は、被服貸与記録簿を備え、貸与、返納等の状況を記録しなければならない。

2 所属長は、必要に応じ、貸与被服の維持及び保全の状況を調査しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、職員に対する被服の貸与に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の西いぶり廃棄物処理広域連合職員被服貸与規則の規定に基づき貸与されている被服は、この規則による改正後の西いぶり廃棄物処理広域連合職員被服貸与規則の規定に基づき貸与されたものとみなす。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。